

藤里町長選挙

投開票日

8月2日(日)

投票時間 午前7時～午後7時

任期満了に伴い執行される町長選挙についてお知らせいたします。
投票日当日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をご活用ください（期間が短いので、お早めにお手続きください）。

◇期日前投票・不在者投票◇

平成27年7月29日（水）～8月1日（土） 午前8時30分～午後8時

◇場 所◇

藤里町総合開発センター1階 選挙管理委員会室

◆不在者投票とは

滞在地へ投票用紙等を送付し、最寄りの選挙管理委員会で投票できる制度です。藤里町選挙管理委員会へ請求してください。（投票用紙等の請求は、ご家族もお手続きできます。）

◆選挙権

- ①年 齢 平成7年8月3日以前に生まれた方（選挙期日に満20歳以上）
 - ②住 所 平成27年4月27日から引き続いて藤里町に住所のある方
- 投票の際は、入場券を忘れずにお持ちください。7月28日頃までに郵送予定です。



【お問い合わせ先】 藤里町選挙管理委員会 ☎79-2111

外国人雇用はルールを守って適正に

～雇入れ・離職の際の届出と

適正な雇用管理は事業主の責務です～

- ★ 事業主は、外国人（技能実習生を含む）の雇入れ、離職の際は、その氏名、在留資格などをハローワークに届出する必要があります。
- ★ 事業主は、雇用する外国人労働者について、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守するとともに、適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、適切な措置を講じることとしています。

※指針…厚生労働省トップページ>分野別の政策
>雇用・労働>雇用>外国人雇用対策

外国人の雇用についてのご相談は、
最寄りの労働基準監督署又はハローワークまで

【お問い合わせ先】

秋田労働局職業安定部職業対策課
☎018-883-0010

みんなの掲示板

掲載記事を募集します！

広報ふじさとでは、広報手段を持っていない団体やサークル、町民のみなさんが行う文化・学習・スポーツ・まちづくりなどの様々な催しや活動を紹介します。ぜひ、ご利用くださるようお知らせします。

※政治、宗教、営利目的のものは掲載できません。詳細については、下記までお問い合わせください。

●次回広報：7月27日発行号

●原稿締切日：7月10日(金)
午後5時まで

【申込み・問い合わせ先】

藤里町総務課総務係（広報担当）
☎79-2111 FAX 79-2293